

会計年度任用職員（消費生活相談員）採用試験 第2次選考

テーマ

大阪市消費者センターに寄せられる消費生活相談は、高齢者が当事者である案件が引き続き多い一方で、年齢層を問わず、SNS等による消費者被害に関する案件も多い状況です。

デジタル社会の進展により、誰もがトラブルに遭う可能性が一層高まることが懸念されますが、こういった背景を踏まえて、近年の消費者被害とその被害者からの相談に対応する相談員に求められる役割について、600字以上800字以下で述べてください。

1. 以下の指定語句（4つ）をそのまますべて用いること（順不同）。
2. 指定語句は、論旨に沿って適切に用いること。
3. 指定語句の使用はいずれも1回以上とし、複数回使用可。

<指定語句>

ダークパターン・特定商取引法・スマートフォン・住民サービス